

ケース スタディによる「中立」概念の本質と

その法的性格の研究……(五)

—— 集団安全保障概念の国際法上の位置づけ(1) ——

大 西 公 照

- 一 はしがき
- 二 集団安全保障の概念の成立とその法的性格
- 三 中立の本質と集団安保概念の再検討
- 四 三たび問われる集団安保論か中立論かをめぐる日本の選択

一 はしがき

こんどは、前回⁽¹⁾に続き、中立の研究で、鎖国の国際法上の位置づけ(3)を発表する予定であったが、次回に譲り、その前に避けて通れぬものとして、中立理論の構成上「集団安保」の概念が立ちはだかつており、それが鎖国とどうかかわり合っているかについて研究する必要に迫られ、急拠その本質と背景を追うことにした。

紙面の都合もあり、非常にナ、マ、グ、サイ問題も取り扱わねばならず、内外の諸先生の学説をお借りするわけにもゆかないので、一応試論を展開することにしたが、今回も一応与えられたスペースに制限があるので、より突っ込んだ研究は、次

ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究……(四) (大西)

論文に譲らざるを得なかった。尚、集団安保論の三分類については畏友、ヴァージニア大学客員教授 グロス氏との討論に負うところ大きいことを付記しておきたい。

注

(1) ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究(4)——鎖国の国際法上の位置づけ(2)——大東法学八号

二 集団安全保障の概念の成立とその法的性格

国際法上、集団安全保障、いわゆる collective security の考え方は、通常、三五代大統領 J・F・ケネディと、三七代 R・M・ニクソンの両氏によって呈示されたものとみなされている。

ケネディは一九六一年一月二十日その就任演説⁽²⁾で、

「あらゆる国民に、たとえそれが我々に歓迎されるものであれ、されないものであれ、我々は、自由の生存 (survival) と、繁栄 (success) を確保せんがためには、あらゆる犠牲を払い、如何なる重責にも堪え、立場を同じくするどんな同胞にも手助けし、それに反対するすべての敵を拒否するものであることを知らしめようではないか。⁽³⁾」

(試訳)

と述べている。

然も彼は更にその論を進め「これらの自己に課する (self assigned) 使命の達成には、少なくとも世界四十ヶ国以上に対する軍事援助、百五十を上回るとされる軍事基地、八十ヶ国への経済援助をすることを基調とする軍事同盟 (alliances) の骨組みを伴ってのみ可能となるものである⁽⁴⁾」と訴えている。

それにはアメリカとして、常時国家予算の四五%を使用するプログラムを組む必要があった。この発表から九年たちニ

クソン大統領は上院議会へメッセージを送り、いわゆる超行動外交政策 (hyper-active foreign policy) への一般的な拒否反応ムードを展開させ、いわゆる彼流のニクソン ドクトリンを明らかにしている。

「我々は、この際、アメリカの総国民利益の注意深い評価に照らし、また他国のそれとも比較し、これら利益の配分が、典型的な脅威を提供していることになっていないか、更にまたこれらの脅威が、我々の能力の許容し得るリスクや費用の限界を超えていないか等の問題について今一度再検討し、ここで全く新しい見直しをしてみた(5) と思う。」(試訳)

と言うのである。

勿論この二つの大統領宣言の相違は、もっぱら修辞学上 (rhetorical) のものに属し、その示す本質の同質性については、疑うべくもないところである。

例えば、ケネディの場合、とりわけ警世的な意味のものを(6)含んでいるし、ニクソンの場合も、今となつては、ニクソンドクトリンをむやみと批判したがる者に対する制裁の意味をも兼ねたものであったことは、自明のこととされている。(7)

とにかく、この我等の自由社会を犯すものは、一応安保理の決定にまかせ、憲章三九条で示すように、平和へ挑戦するあらゆる脅威の存在 (the existence of any threat to the peace)、平和の存在の破壊 (breach of the peace)、侵略の行為、の三段階を規定しており、その段階に応じ、四〇条で暫定措置、四一条で経済措置、四二条で軍事的措置をとることとしている。

何れにしても、これ等の決定の前提を、最終的にそのすべてが五大国の拒否権を含む安保理にゆだねているということである。

換言すれば、予想される三つの形の紛争状態は、勿論戦争をも含め、憲章五一条の自衛権の行使を許すとしても、それ

は全くの暫定的なものに過ぎず、本格的には安保理の決定による集団安保上の対策を講じることとしている。

然しながら、現実には、その対策を講じ得る国として、相当度の工業力の裏付けがあらねばならず、先ずはもってそれに値する工業国家として、超多国籍企業の根づき具合からして、米、西独、日、それにハッキリせぬとしてもソ連をとうことになろうかと思う。

この状態は、第二次大戦前も現在も聊も変動していない。戦後ちょっとソ連の突出があった位である。

とりわけ日本の場合は、一方的に極端な出費のみを強制されていた周辺諸国を切り離れた関係上、その防衛費を負担する必要がなくなり、かなり身軽となっているのが実状と言えようかと思う。

アメリカがそのポテンシャル パワーから今も尚、日、西独をおそれているのか、あるいは本当に何回も表明しているように、ソ連をおそれているのかについては、異論があるとしても、当面の国際情勢の分析についてどうやら第一段階の脅威 (threat) のみを主張して、第二段階の破壊 (breach) までへはつき進めていないところをみると、必ずしも彼等が現代の国際法の示す戦争状態にあるとは考えていない証左であろうと考えられるのであり、アフガンにあった平和が破壊されたとか、ポーランドは破壊される寸前にあると何回主張しても、これをして安保理による決定にまでたかめ得ないでいるところから考えて、全くのジレンマに陥っているものとみられても致し方のないところである。

集団安全保障という概念が、憲章により編み出されている非常にシャープな概念ではあったとしても、その決定には拒否権等も絡み容易に動き出せない面をも含み、実効面では全くの死文化したものとなってしまっているのが、現実の姿である。

そもそも、アメリカは一八二三年のモンロー ドクトリンにみられるように、

「アメリカ両大陸は彼等が引き受け且維持して来ている自由にして且独立している条件により、今後如何なるヨ

ヨーロッパの列強による将来の植民地の対象としては考えられない (the American Continents, by the free and independent condition which they assumed and maintain, are henceforth not to be considered as subjects for future colonization by any European powers.)」

とし、ごく最近まで、ヨーロッパ大陸がアメリカ両大陸を植民地の対象とすることには、断乎抵抗すると訴えて来ていたのであり、更に、

「ヨーロッパ列強の戦争時に、彼等自国に関する事柄で、我々は、嘗ていかなる干渉をして来たことはなく、又それはそうすることが我々の政策に決して合わないということでもあります。我々の権利が侵害され、又は由々しき威迫を受ける時にこそ、我々は始めてその不法行為を憤り、我々の自衛の為の準備行為を行なうのであります。

(in the wars of the European powers, in matters relating to themselves, we have never taken any part, nor does it comport with our policy so to do. It is only when our rights are invaded, or seriously menaced, that we resent injuries or make preparation for our defence.)」

と述べ、更に、

「現存するあらゆるヨーロッパ列強の植民地や非独立国に、我々は未だかつて干渉したことはなく、又将来も一切干渉しませぬ⁽⁸⁰⁾ (with the existing colonies or dependencies of any European power, we have not interfered, and shall not interfere.)」

と宣言している。

勿論これは John Quincy Adams の修正になるものであり、修辭学的操作が施されており、少々その表現が、率直性に欠けるところがあると言われているものであるとしても、はしなくも、アメリカ本来の外交政策の真髓を示しており、

その総仕上げも実質的には、約四十年後に襲う南北戦争により、完成されてゆく。

思うに、一八六一年当時、アメリカ中西部とは、地球上に残された最後の植民対象地として、産業革命を基軸として漸く独立を完成しようとしていたドイツ、イタリア、更にはすぐ後発の日本にとって、原料供給地、人口撒布地として願ってもなき地であり、久しく求めてやまざる地域であったと言える。

リンカーンは、これら日独伊の植民地化進出政策をいち早く感知し、アングロサクソンを基軸とし、これに独、伊、露系移民を完全に排除した上、黒人のみに参加を許すという離れ業をやってのけ、アングロサクソン、黒人のみの、アングロサクソン、黒人のみによる、アングロサクソン、黒人のみのための東西海岸を結ぶ汎アメリカ連邦の早期達成を夢みるに至った。

それには何よりもまずその対象地域なる中西部のアメリカ十三州への急速編入、更には西部フロンティアの拙速消滅であり、ドイツ、イタリア、日本等からする植民対象地域化対象からの脱却でもあったかと言えよう。

ドイツは当時、急膨脹を遂げんとし、英仏より約百年後れて出発した産業革命のナマ原料供給先を、何よりもまずアメリカ中西部へとねらったが、その野望をいち早く察知したリンカーンの対抗策により、完全にシメ出され、やむなく、次にアフリカ中西部の獲得へとその眼先の変更を余儀なくせられてゆく。

リンカーンが黒人に求めたものはまずほもって、その労働力の提供であったと言うことは、ここでくどくどと説明の要のないところである。

勿論彼に人道主義者の一面もある程度存したことは事実であり、その面では高く評価されるべきものとは思っている。

然し法律面からみた場合、比較憲法学の立場からして、この論文の性格上、ここで深くその問題に立ち入ることは許されないとしても、アメリカの場合、連邦憲法と各州憲法を比較し、憲法なるものの機能が全く二分化されており、基本的

人権に関するものは、一切、州の最高裁で打ち切りとなっており、連邦最高裁は、連邦の基本権、もっぱら連邦益の追究に係わるもの、即ち国家の基本権に似たものの制御を行なうという際立った特色をもっている。

いくら、黒人の生活条件が同情に値するとしても、現実の処置としてはこれの法的措置として、まずは実体的に州憲法に組み込ませなければならぬ性質のものである。とにかく連邦憲法にいくらこの点を規定してみても、それは一種の宣言にしか過ぎず、住居移転の自由、選挙権の類い等は、州の憲法の規定をもつて始めてここにスタートするものである。

黒人を今後全くアングロサクソンと同様の人間として取り扱おうと言ってみても、現実に州憲法による規定の挿入なき限り無意味であり、とにかく黒人は何の具体的州法の法的措置による裏付けもなく、ただ一方的に新アメリカ、中西部を含んだ大アメリカへ向つての労働力の提供をさせられるハメとなった。

ともかくアメリカは、これら黒人の労働力をフルに利用した南北戦争の完成によって、更に経済的要請から一八六〇年を境いとして出現して来る、ドイツやイタリア等の植民地化対象地域となることを、一方的な黒人の労働力の助けで全くタッチの差で、免れ得ることとなり、中西部の天然資源をテコとして経済的自立への途を歩み始めることになった。

然しこの傾向はその後の第一次大戦でのワキ役、中途からの主役、第二次大戦での終始主役の立場の保持等より、一転して、集団安全保障の中心勢力へと転移してゆくことになる。この点の研究については、別の論文に譲りたいと思う。然し、もともとモンロー宣言や、南北戦争が何もアメリカの孤立政策、中立政策を唱い上げたものではなく、ただその国作りへの時間かせぎに過ぎなかったことに思いを致すなら、外交史上その対外政策はただ一筋に一本の途を歩んで来ているに過ぎないとの考え方もあながち無意味と片付けるわけにはゆかなくなってくる。

とにかく、集団安保の構造とその本質については、普通その人口統計学的(demographic)、社会的、技術的要請より解明されるのを普通としているとしても、反応の性質は、その解決の終局の目標と、国内的、国際的両部面から立体的解析に

もとづく幅広く且相違した価値判断によってのみ、解明されなければならないものとされている。

外交政策の過程を取り扱う場合、普通大体三つの方向から解決される。

そして、この場合忘れてはならないのが、その解決への重心が徐々に、政治的、国際的要請から、市民一人一人の生活上の要請の解明へと移動しつつあるのが、現代の集団安保の際立った特色となつて来ているということである。

我々はこのにも亦現代国際法が、窮極的には個人を規律するものであり、ただ民、刑法と相違するのは、国家というメダイアムを通してという点にあることを取り上げざるを得ない。

現代国家とは、産業社会国家であり、その国家とは国際法上、国際社会を構成する一素材としての国家に間違いなく、国際社会にある程度の段階の差はあつても、産業中・先進国にあつてはもともと国家の基盤をその国の工業にベースを置く以上、それ等を通しての生活のみが、国力を示すことになり、何等かの理由でその生活が成り立たなくなった時は、当然のこととして、政府はそれ等の庶民一人一人の生活を守るために、それらをしてその国家の自然権、国家の基本権の保持に関することとして、彼等国家間の紛争等々の是非とは一切関係なく、その解決策に向い動かせられてゆく。

一般にはこれらのカテゴリーを三つに分けて説明している。

即ち理想主義 (Idealism)、現実主義 (Realism)、修正主義 (Revisionism) である。

私としては、これ等の分け方について、何も異論を持つものではないとしても、その内容については相当度の再検討を要するものとみており、それを基本として例示してみることにした。

(イ) 理想主義

これ等の主義の根底には、リンカーンが言ったという、

「自由を与えるのは、この国の人民に対してだけでなく、将来のあらゆる時に、すべての世界の人々に対してあ

ることを望む⁽⁹⁾。(gave liberty not alone to the people of this country but hope to all the world for all future time)』

との言葉に象徴されるように、理想的な国際社会を道徳と法の原則に立脚して説き下ろしている。

然しリンカーンが偉大なのは、彼がただ単に人道主義者としてであったというのではなく、前述のようにただ一途に人道主義をふりかざし、これに政治目的の達成をオッカブせた点にあることは、全く説明を要せぬところであり、リンカーンはモンロー主義の完成を行なうと同時に、アメリカの外交方針をして、集団安全保障体制への橋渡し役を演じたところに、その際立った特色を発揮しているものとみてよいであろう。リンカーンなくして、アメリカの独立は完成されず、又その安保論も解明し得ないとするのが、私の立場である。

勿論リンカーンの言うこれ等の自由の諸権利とは、これを国内法の最上位にある憲法で保障するとする個人の基本人権、例えば結社、集会、言論の自由、学問の自由、団結権の自由等々のそのみを指すものではない。まして黒人の自由のみを求めた等の説をなすに至っては、言語道断である。

当然のこととして、アメリカの独立宣言、ヴァージニア権利の宣言等に示されるような独立国家としての自由権等が大きく含まれており、いやむしろそののみを求めての自由だったと言えようかと思われる。

この場合、リンカーンの指示しているのは、むしろ国家の基本権よりする自由権だった筈であり、これをグロチウス等に言わせれば、自然権 (Jus naturae) の追究にあったことは間違いない、この自然権をして国際人間社会のみに通用する万民法 (Jus gentium) に下ろさせようと努力したのが、外ならぬ彼だけだったと言うことになる。

国際連盟規約の前文や国連憲章一条に示す集団安保の概念も、全く彼の理想主義線上に位置しており、彼の、国際社会の平和を守る為には、この権利を維持することが、その国の属する国際社会にとって奪うことの出来ぬ権利 (unalienable rights) として、あらゆる人類に保障されているところのものであると説くそのコララーイの中にこそ、現代の集団安保の

本質を奥深くに、みるような気がする。

そして、これ等の思考の根底には、とりも直さず、国際社会を一つの方向に導くものとしてその本質を流れる共通の必要、且共鳴、及び安全 (needs, aspirations and security) の原理が存し、その考え方を基盤としての人間性に立つ主張を持ち出すより外に彼としての政治原理の説明がつかないものとみられるのである。グロチウスも二十一歳の著 *Prædæ* の中で、自然法も万民法もその根本は *Amor* (愛) であると説いている。何かリンカーンと似たような趣きに立っている点を見逃してはならない。

その意味でこの理想主義はもともとイデオロギーの形で補足されたり、ある種の政治目的のために展開されてはならない性質のものと言えよう。

然し又一面非常に特定目的に利用され易い性質の一面を持った主義とも言えようかと思う。

とりわけ現今のように、国際社会が、その判断の基準をその工業力、経済度で計るようになって来ると、勢い理想主義とは強大国Ⅱ経済大国の支配図式へと走る構図となり易く、集団安全保障のなり立つ社会も工業大国Ⅱ軍事大国の思わくの通用する国際社会の謂たいだとの方向へと墮してゆき易い。

そのためには、これらについて余程の弾力的解釈が必要になって来るのは、自明の理である。とりわけ集団安保と理想主義は全く同じルーツに立つ思考である為、この際その限界をハッキリさせる必要があるであろう。

(四) 現実主義

現実主義というのは、外交上とられる用語であり、一般には政治的現実主義 (political realism) と同義であるとされている。

国際法学者は、これを抽象的に表現し、複合的性格 (corporate nature) と国民国家 (nation-state) としての責任性を強

調したものだとしている。

現代の国際社会で理想主義を極端に敷衍してゆくと、アメリカ中心の道徳的指導原理(America-centered moral leadership)のヴィジョンになるとは、多くの政治学者の指摘するところである。

然しまたそういう風にアメリカ中心型理想主義を極端に単一化してゆくと、それはとりも直さず、国際社会の安定のバランスを保つネジとして、アメリカ中心の社会を考へるといふ風な錯覚を冒す孢子となつてゆくことも亦事実である。そのことは、まさに干渉(intervention)と孤立主義(isolation)の間を激しく揺れ動くことになり、狭い概念での国益(national interest)の追究につながり、一概に現代国際法の言う広い意味での国際社会益第一を考へた安保論とは言い難くなつてくるであらう。

然しこのことは、何も政治的現実主義が集団的制度(collective institutions)や集団的取り扱ひ(collective processes)の役割りを一切抛棄したことを意味することにはならないであらう。

むしろこれは、国家目的の追究をより自由にし、奴隷状態(servitude)から脱せしめ、その国家をして法律的、道徳的制約(impediments)を受ける方向へと向わしめることになる。

このことは取りも直さず、国家としての対外政策の取り扱ひが、本来、道徳とは無関係(amoral)であり、その決定は国家を超えた基準を用い、ただ国益を中心に実用的要求(pragmatic requirements)から行動し、処置してゆかねばならぬもの⁽¹⁰⁾という思考を生み出してくる。

(6) 修正主義(revisionism)

この主義は、国家として、理想主義、現実主義の何れを貫くにしても、国家自身の国際的立場、尤もそれは経済的要請に強く影響され始めているのであるが、そういう意味での歴史的必要性により、その修正を余儀なくされるとするもので

あり、これをして一概に直ちに無責任な外交論と片づけるわけにはゆかない性質のものであると言えよう。

アメリカが集団安保の概念を公式に表明したのは、一九四九年一月二十日に行なわれたトルーマンの就任演説にあり、と言えよう。その内容は、ケネディにより、いわゆる“Point One”として説明されているところのもので、その中で彼は、トルーマンが国連憲章に集団安保の概念を持ち込んだことが、どんなに世界の紛争解決に貢献したかとしてほめたたえている。

勿論これは、コールドウォーにおける対外対策として、恰好の使用ドクトリンとなったトルーマンの概念を一方的にケネディが援用した嫌いがなくてもない。集団安保に関するトルーマンの“Point Four”のさわりとなっている部分とは、はしなくも彼の集団安保の考えを吐いているものなので試訳してみる。彼はその中で、

「よりよき生活への切望の具体化を援助せんがために、平和愛好国民に対し、我々アメリカの専門的知識の蓄積を活用しうるようにする。(make available to peace to help them realize their aspiration for a better life)」と述べている。

そして更に、この考え方を押し進め、

「このことは、あらゆる国民が利用できれば何んでも、国連や専門機関をも通じ、一緒に働くことの出来る共同企業体にならねばならぬと言ふことである。(this should be a cooperative enterprise in which all nations work together through the United Nations and its specialized agencies, wherever practicable.)」

と強調している。とにかく経済的社会的共業を通じての多国籍外交(multilateral diplomacy)を展開しようというのであるから、彼の言う世界政策が、嘗ての人道主義、孤立主義、モンロー主義などは、及びもつかぬ具体性を持った方向へと展開することになる。

こうして、アメリカがイニシアティブをとり、いわゆる経済的社会的協力が、手続きとして (as a process)、制度化され、それ等を取り仕切る norm によって運営され始めると、彼等はこの狭くなった地球上で、集団安全保障というシステムしか、その生きる途を選択し得なくなつてゆくであろう。

然も、集団安保の概念が根つき始めると、この分野では、従来の国際法が規定した軍事バランスに基づく concert (提携) や alliance (軍事同盟) の概念等が急速にその出番をなくしてゆく。

憲章はこの点について、we people of the United Nations (我々国連の人民) で始まるように、個人の生活を土台として成り立つことを唱い上げており、それが単なる文学的表現でないことをも訴えている。

この点について、トルーマンは、

「経験は、戦争の種子が如何に深く経済的対立や社会的不公正によって、植えつけられてきているかということを示している。憲章が経済的社会的協力を規定しているのは、この事実を認めたからであり、……全条項の心臓そのものの部分となつて……⁽¹¹⁾ (Experience has shown how deeply the seeds of war are planted by economic rivalry and by social injustice. The charter recognizes this fact, for it has provided for economic and social cooperation……as part of the very heart of the entire compact.)」

と述べている。

たしかに集団安保という考えが、国際的、地域的組織の複合体を通じて、共同体としての機能を果たす機会は増加して来ており、小は一般個人に対してまでも、その正当な権利を保証し、且義務を課しており、大はその意味で国際的ベースに立った単一規制 (uniform regulation) まで要求せねばならず、経済、社会、技術的幅広き諸問題の解決にまでも口を出さねばならぬ問題に逢着しているのが現実の姿である。この問題については、一九四九年の外交政策軍事サービス上院合

同委員会レポートでも簡潔に記されており、それらの前提として、

「集団安全保障の動きが前向きに進めらるべき (continued to lead in the movement for collective security)」⁽¹²⁾
として、次のように述べている。

アメリカの集団安保に関する考え方を探る上で、最も重要かと思われるので、訳出してみる。

「我々は戦争によって分離した地域や人民達に対し、救済を規定した。我々は今回もギリシャとトルコへの援助を決定したが、この国はそれらの援助資金によって、独立を保持してきている。

我々は、我々自身でヨーロッパ国民と彼等の経済回復を達成する仕事に従事している……一九四七年に我々はリ
オ条約を承認した。ごく最近我々は十一の国家と一緒に北大西洋条約に参加した。」⁽¹³⁾
と述べている。

いくら財政的負担を背負わされても、集団安保のためならば、その負担の重さをいとわないとの考え方であり、他国の財政政策決定に積極的に加担しようとするもので、集団安保の概念の構築の重大なフレームになって来ているものとみてよいであろう。とにかく現代国家とは、財政国家なのであり、財政主導国家の線を打ち出して来ているのは、紛れもない事実⁽¹⁴⁾であるが、いくら財政のみへのテコ入れと言っても、勢い、自然に政治、宗教へもその影響力を持つに至るのは、当然であるが現代の集団安保とは、そんなことをまで拘束できないという考え方である。集団安全保障の概念については、いろいろの学説があり、その目的もハッキリしていない。然しその中でも、ニクソンも指摘するように、次のようなものが挙げられようかと思う。

一、平和と安全の維持 (maintenance of peace and security)

二、経済的、社会的、科学的要請 (Economic, social and scientific imperatives) と

三、基本的人権と民族上の平等の促進 (promotion of human rights and racial equality)

という三本の柱である。⁽¹⁶⁾然し、これもつぶさに検討してみると、この条項は国連憲章の目的第一条⁽¹⁷⁾、

1 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。(To maintain international peace and security, and to that end : to take effective collective measures for the prevention and removal of threats to the peace, and for the suppression of acts of aggression or other breaches of the peace, and to bring about by peaceful means, and in conformity with the principles of justice and international law, adjustment or settlement of international disputes or situations which might lead to a breach of the peace ;)

2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとる事。(To develop friendly relations among nations based on respect for the principle of equal rights and self-determination of peoples, and to take other appropriate measures to strengthen universal peace ;)

3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。(To achieve international problems of an economic, social, cultural, or humanitarian character, and in promoting and encouraging respect for human rights and for fundamental freedoms for all without distinction as to race, sex, language, or religion ;)

との中からの現代的な意味合いを引き出したものとも言えなくはないであろう。

ともかく自然法に根ざす要請のみが、よく集団安保となる土台として、集団国、国家社会 (family of nation) の共感を
得てゆくものと思われ出している。そして重要なのが、前述の憲章第一条一項であり、

「そのために平和に対する脅威 (threat) の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集
团的措置をとること (to take effective collective measures)」

とのくだりである。⁽¹⁸⁾

勿論これ等の叙述が肝腎の点において、非常に曖昧であることも争えない事実である。その主たるものは、peaceとか、
securityとか、aggressionの用語が何んと言っても非常に抽象的であり過ぎ、その内容の画定に大変な危険を伴なうとい
うこと、更にそれらの起こり得る様相が、ある典型的な位置づけでの適用のみを想定しているという点である。⁽¹⁹⁾

何れにしても、あらゆる侵略に対し、アメリカが中心となって立ち向い活動するというのは、全くの不完全のそしり
を免れないし、むしろそれは害にさえなり得る時も来ようというものである。逆説を用いると、それ程に一般化されたこ
の定義というものが、現実的な使用に全く堪えられなくなって来たということにもなるであろう。

少なくとも、この二、三十年間アメリカは、

「侵略者の決定に、あらゆる場合にあらゆる状況を考慮して満足な決定をせねばならぬ国連に愛想をつかし、出
来れば国連を脱退したいと考えているフシがある」⁽²⁰⁾

という考えもある程度真実となつて来ている点を見逃してはならない。

実際国連の機構は、これらの侵略の決定に全く不本意な態度をとり続けて来たし、とりわけその判断には、何時の場合
にも、法律や論理よりも国力 (power) や便宜性 (expediency) の思考に基礎を置く傾向が強かった。

然も、自衛権の合法的行使の場合を除き、合衆国が一貫して主張しているように、特殊なケースで何が侵略を構成する

かということを集団で決定し、二者択一を行なうことは、一切不可能となって来た。

とにかくアメリカ中心の国連と言っても、そうでない面も一部にはある。その最たるものに、米、英、ソ連によって結ばれている、いわゆる安全保障条約⁽²¹⁾ (Security Assurances Resolution) がある。この条約はもちろん国連安保理事会でも、非核散条約 (Non-Proliferation Treaty) との関連で承認されているところのものであるが、その前文で、

「国際連合の目的に従って嚴重な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する合意をできる限りすみやかに達成し、その合意により、軍備競争を終止させ、かつ、核兵器を含むすべての種類の兵器の生産及び実験への誘因を除去することをその主要な目的として宣言しようとして、核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止の達成を求め、その目的のために交渉を継続することを決意し、また、放射性物質による人類の環境の汚染を終止させることを希望して、次のとおり協定した。」⁽²²⁾

と述べて、平等でこの条約を遂行することを宣言している。三国平等に部分的核実験を停止して、軍縮へ進ませようとするもので、三国という少数ではあるが、一応集団安保を図ろうとしているものと考えられよう。

ケルゼンは集団安保の概念とは、説明するまでもなく、国連よりスタートしたとしている。⁽²³⁾そして北大西洋条約とは、憲章の七章の延長にしか過ぎないともしている。彼は憲章五一条の自衛権、五三条の強制行動も一時的なものであり、集団安保へ移る過渡的なものであるというのである。

然し集団安保の概念のみで世界の紛争が収まるとしたら早トチリの弊をまぬがれまい。現状を一方的に固定化したり、その保障を一国にのみ過重にオッカブせることでその安定のあろう筈がない。次篇でその内容を分析してみる。

注

(2) 一九六一年一月二十日になされたもの。1961 Public Papers of the Presidents 1.

ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究：(田) (大西)

- (3) Ibid.
- (4) Gross, E. A., *Collective Security and American Diplomacy 1970's: The Virginia Journal of International Law*, Vol 12, Dec., 1971.
- (5) 6 weekly compilation of presidential Documents 194, 198 (1970). Feb. 18, 1970 の記載による。
- (6) Schlesinger Jr., A., *A Thousand Days* 615 (1965).
- (7) Feb. 25, 1971 in a Report to Congress by President Nixon R. M., Feb. 25, 1971 [64 Dept State Bull, 342, 356(1971)].
- (8) 大西公照 '中立の論理 (カンタキ大手町・ヒックス) 第三部' 欧米各国にみる中立論理の展開参照。
- (9) *The Speeches of Abraham Lincoln* 304 (1908). ヒックス一八六〇年二月二二日のスピーチによる。
- (10) Gross, E. A., *Ibid.*, p. 3.
- (11) Truman, H., *Memories* 11 (1955 初版)
- (12) June, 1945, in 13 Dept State Bull, 3, 5 (1945).
- (13) Jenks, C., *The Common Law of Mankind* 58 (1958).
- (14) S. Rep. No. 1068, 81st Cong., 1st Sess. 21 (1949).
- (15) Trezisco, P. H., Oct. 23, 1970 in 63 Dept State Bull, 569, 572 (1970).
- (16) Gross, E. A., *ibid.*, p. 19.
- (17) 大西公照、藤田勇、杉原泰雄ほか「世界の憲法」による。
- (18) Gross, E. A., *ibid.*, p. 21.
- (19) *Peace-Keeping and Peace-Making の用語の研究は別論文に譲る。ただし国連創立二十五周年記念日大統領演説集はこの問題に関する論文集をなす。* [65 Dept State Bull. 122 (1977)]
- (20) U. S. S. R. Draft Resolution on Definition of Aggression in 9 U. N. GAOR.
- (21) S. C. Res. 255 U. N. Doc. S/INF/23/23 (1968). ナキベトが N. Y. Times, June 18, 1968, 2, col, 4, 5.
- (22) *Ibid.*
- (23) Kelsen, H., *The Law of the United Nations* (1966) 911, 920, 922.
連盟規約との関係については 985 f.

三 中立の本質と集団安保概念の再検討

それでは集団安保とは、一体何なのか、その本質はどうあるのかという点である。フエアドロス等はこの点について⁽²⁴⁾触れ、

(a) 伝統的国際法の国際関係の政治的指導理念 (politische Leitidee) とは、言うまでもなく勢力均衡論 (Gleichgewichts der Kräfte) であり、そのために国際社会とは、とにかく同盟に継ぐ、同盟の連続であったと言えよう。第一次世界大戦の勃発の原因となったのはこれ等従来のシステムの拒否であったが、当然のこととして、その後には国際連盟規約 (Völkerbundsatzung) の計画を生じさせ、それがまず最初に集団安保 (Kollektiven Sicherheit) とする根本問題に立脚した世界平和の貴重な団体を組織させてゆく。⁽²⁵⁾

彼らは戦争に進む国家それ自身に特別の戦争禁止犯罪を課し、戦争になることを禁止させようとするのであるが、国家が戦争の犠牲 (opfers) になるのを防禦 (Abwehrkraft) とせよとするだけでなく、連盟加盟国の全体 (gesamtheit) の利益に対立する (widerstand) ものの一切を、排除しようとして試みたものである。

実際に非軍国主義国の採る見解も、不思議なまでに、軍国主義的共同制裁措置と類似しており、通常次のような原則に従うものとされている。即ち「全体の為の個であり、個のための全体である。(Einer für alle, alle für einen)」と言う考え方にたち、彼等全体構成国の利益になる手段の遂行を通じ、潜在的侵略国 (potentiellen Aggressor) を不法なまでの権力で威嚇し、国家集団の力で戦争に入る前にそれを止めさせること⁽²⁶⁾にあったと言える。

集団安保制度のこのような機能とは、現実には直接の行動を通じ主体的条件を保障してやることであり、それらの条件下で、各参加国があるたしか各各自参加者として、政治的—軍事的力の参加への応分の分担をすることである。即ち、

ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究：田(大西)

とりわけ全総合的大国 (Sämtliche Großmächte) への組織の一員としての参加を意味し、明瞭に暴力を否定し、開戦の法理 (Casus belli) に則り、一旦緩急の場合の制裁措置 (Sanktion) の方法や範囲を創造し、高い次元での主体的部面で、国際的な団結を行ない、更にこの安保システムの応用に当たっては、不偏不党、中立の立場 (unparteilichkeit) を堅持し、出来る限り、自国よがりの行動を内緒でとらないという原則を受容することにより、国民的な行動の自由にある種の枠組みをはめ込む (hervorgehoben sien) ことであると言えようかと思う。この集団安全保障の最終的原則は、安保体制参加国間では、お互にまず第一に武力に訴えることを禁止するという柱を打ち樹てることであり、平和的手段を通じての紛争決着の有効なメカニズムや平和的変更を通じ紛争国に対し、侵略行為は違法であるとしての威嚇の理論を完成させ、いかなる場合にも、いわゆる平和的紛争解決を行ない、それから先は諸国家に対し積極的に、明らかに武力をも含めての手段を用い、とにかく最終的に、彼等の利益に奉仕させようとするようなやり方を、直ちに国際法違反 (Völkerrechtsbidrig) と同じであるとして、摘発するような体制をとらねばならぬということになる。

(b) 集団安全保障という国際連盟システムの大筋 (Grundzüge) は、たしかに幅広く保持されて来ている。然しこの原則も彼等自国の利益という前提 (voraussetzung) の前には全く無力化している点を忘れてはならない。それ程この効果は疑わしくなっている。

(c) ……連盟が次第にその勢力を失くしてゆき、二度と巨大組織として、再構築されないでいる間に、第二次世界大戦が勃発し、集団安保機構の構想が発生することになる。この構想とは、つまるところ集団制裁力 (Gemeinschaftsanktionen) を持つ中央機構を国連の機構内に設け、集団の軍事力制裁で、安全保障を保とうと言う制度であり、国際紛争を、(1) 平和に対する脅威、(2) 平和の破壊、(3) 平和の破壊の三種類とし (憲章三十九条) これに対し集団安保の概念より、その解決策を、(1) 暫定措置 (四十条)、(2) 経済措置 (四十一条)、(3) 軍事措置 (四十二条) とするとの三段階で防止しようとするものであ

る」⁽²⁷⁾とし、更に彼は「然しこれの意見とても、充分ではないであらう。何故なら、それ等の根底にまずは大国支配の思想、既獲権益の定着なる考えが潜んでおり、それへの定着のみを一方的に平和と断定し、それを打ち破ろうとするものを侵略と呼ぶ傾向がある点を見逃すことは出来ない」として、その疑問をブツけている。

とにかく、こうして憲章のいう世界の平和と安全とは、集団安保によって、その平和が保たれようとしていると言っている。然し、*um* *den* *Weltfrieden* *und* *die* *internationale* *Sicherheit* *zu* *wahren*)とは国際法上具体的に何をさすものなのかについては、一向に明らかにされていない、というのが現状である。

ただこの場合忘れてはならないのは何れの場合も国連憲章は原則論として、表向き(憲章前文)武力を用いての国際紛争の解決を禁止しているので一応、英仏の現状利益体制にアメリカを加えた基幹秩序での安定性を基本として、それに基づく状態そのものを平和と言い、英、仏中心体制にアメリカを加えた側の体制の利益を守ることを安全と言ひ換えたフシがないでもない。

そして、そういう体制を破壊しようとする行為をただちに侵略(*invasion*)と称しているのである。憲章前文に言う共同の利益(*im* *gemeinsamen* *Interesse*)とはとりもなおさずこのことを言うことになっている。

そして大切なことは、集団安保と言っても、それは、日本や西ドイツの利益をも含めた上での多数の利益に立脚した安全保障という意味ではなく、英、仏、体制にアメリカ連邦を加えた三国体制の上での利益状態の続くことを平和と言ひ、安全保障とは、実態としてその体制を三国以外が盛りたてることを保障すること⁽²⁸⁾に外ならないということである。

勿論この考え方に反論がないわけではない。例えば、有力な見解として、世界の平和と安全とは、英、仏それにアメリカ連邦の三国中心状態の永続が、よく言われる平和を意味し、三国以外の国がその体制の利益の安全を図り且保障することを集団安保であるとする考え方も、現在では、とっくの昔に色あせ、消え失せており、今はただアメリカとソ連の二国

支配にある状態の永続を平和と称し、二国以外の周辺国がただ二国の利益にのみ奉仕することを保障することを、集団安保というのだとする説が出て来ているということである。

然しこの捕え方もつぶさに検討してみると、そこに疑問がないわけではない。アメリカとソ連がこよなくハーモナイズして中立を保ち、その平和と安全を維持してゆけるか、どうかは主として、その経済的運営、その自立が何のケレン味もなくこの超多国籍企業時代下にどう回転し得ているかと言うことに転移して来たことも、考えてみなければならぬであろう。

その意味で、ソ連とは英仏体制に対する日、独新秩序構想、それは多分に、経済的自立、即ち中立を意味するとしても、いずれにしろ第一次、第二次世界大戦を通じ、連盟、連合側による完膚なき迄の敗北と、それと表裏して、完敗国日、独の空白をうずめ尽すかのようにして、一時的、全く過渡的に出現して来ているのがソ連であるということであり、国際法上戦前も戦後も英、仏体制にアメリカを加えた三極体制に基づく集団安保の立体構造には、例え一時的なソ連の出現があったとしても、その本質には、聊々何の変動もなかったということを悟らねばならないと思う。

注

(24) Verdross, A., *Universelles Völkerrechts* (1976), *Friedensverträge*, SS. 139-49.

(25) この点については、

Kraus/Rödiger, *Urkunden zum Friedensverträge von Versailles vom 28. Juni 1919* (1920), Bd. 1, S. 4 以下に、国際安全保障の新機構の概念は、当時のアメリカ大統領ウィルソンの考えにまで遡らねばならず、一九一八年十月二十七日に彼がニューヨークで、平和条約の一部に触れた時、明らかにしたというものであると述べているとしている。

(26) この点については、

Scheuner *Q Kollektive Sicherheit*, WV, S. II 242 ff が参考になることとする。

(27) 国連憲法と集団安保については、

Kelsen, H., *Collective Security and collective Self-defense under the Charter of the United Nations*, A. J. of I. N. L. 42 (1948). Manke, H. H., *Das Probleme der Einheit der Völkerrechts gemeinschaft und die Organisation der internationalen Sicherheit* (1965). 等の研究がある。

(28) 大西公照 国家の基本権の成立と非核三原則 (外交時報、一九八二、九)

四 三たび問われる集団安保論か中立論かをめぐる日本の選択

勿論日本の場合も何等それと異なるものではない。一六〇〇年前後に展開されるいわゆる戦国時代は、ヨーロッパでも一五〇〇年代当初より続いた宗教戦争の総決算期に当たっており、日本とてその例外たるを許さず新教、旧教入り乱れての売り込み作戦の渦の中に入ることになり、その意味で、当時として、外国キリスト教文明を採り入れた集団安保体制を成立させることは、到底不可能の状態にあつたとみてよいであろう。たまたまキリスト教系と仏教系に分かれて相い闘つた関ヶ原戦争が、徳川系仏教族の圧勝となり、これが一九三九年、島原の乱に伴う領国令で、いわゆる当世国際法のいう局外積極中立の途を歩み始めただけのことであり、関ヶ原、島原の乱に集まったグループとは、とにかく彼等のすべてが、西欧キリスト教文明を解しており、その程度も、当時の日本や中国の文明より数段上であるので、まずは彼等の文化を取り入れる必要があり、その第一の手段として、キリスト教を信じるのだとしたものである。つまるところこの考えが後世の藩体制末期に発生する開国論のハシリとなつたものとみてよい。

またこの考え方が、明治に至り、広く知識を世界に求めるとの新国是の採用から、各国と曲りなりにも、条約を通じての集団安保の確立へと向つていったという意味で一種の開国論であつたわけで、これが後の集団安保の考え方につながつて行つたものとみられるのである。

然しこの時代になると開国や中立論も初期の鎖国時代のように、時の政治や宗教によって成り立たせうとする時代はとつくに消え失せており、ゆきつくところ、中立もそのこよなき経済的循環なきところには到底成立し得るものではないとの環境条件を整えてゆく。

所詮明治維新前後に展開された攘夷論とは、一六〇〇年代初期に展開された鎖国論の名残りにしか過ぎず、その系統をそのまま引きついだ考え方で、一方開国論とは、キリスト教文明を受け入れ、それ等の国と仲よくして行こうとするもので、単純にその名称をつけるのは、甚だ困難であるとしても、まずは開国論のハシリにクミしたものであることは、ほぼ間違いないところである。現在の安保論者も大体同じようなことを言っている。要するに英・仏・独ともアメリカに手段として基地を借しており、日本とてその例外ではないと言う。然し果たしてそうであろうか。

明治以後、日本は一応西欧国家に伍するとの至上命令から、鎖国論、攘夷論を押さえ、開国論で進むことになるが、その背景が徐々に国際経済社会へと移って行ったこと等々も手伝い、その勢いが強大となるにつれ、英、仏中心体制とアメリカといういわゆる三国システムと競合することとなり、仕方なく日満支三国、更にそれを広げた大東アジア構想へと進むが、それとて、結果として、三国体制の壁を破ることは出来なかったと言うことになる。

俗に言う世界の平和とか、安全とかいう構想も、一国あるいは国家集団間で、よくその経済的規模でのみしか成立し得ないとの実態の言い換えにしか過ぎなくなって来た。

現代、おそらく、ソ連の場合は勿論のこととして、一国でその経済循環を保ち得ることはほとんど不可能であり、東欧圏やモンゴルの保護国化、アフガンの侵略等によるイランへの窺視等で何んとか、その平和と安全を一時凌ぎでゴマかしているに過ぎない現状となっている。ソ連としても、その経済循環が不可避的に継続不能になって来ると、やがては満州や中近東の天然資源に手をつけ出すであろうこと必至であり、その意味での中立政策の確立は全くの不可能へと追い込ま

れている。とにかく経済的に極貧に追い込まれて迄も、尚よくソ連東欧圏の超軍国主義体制の持続とはゆかないである⁽²⁹⁾。その故にこそ、これを世界史的に捉えてみて、ソ連東欧圏中立構想とは、一時的・地域的なソ連東欧式集団安保を、ごく短期間採用しているに過ぎないとは言えないだろうか。

今なんとか中立を保ちうる国としては、地勢学上、日本とアメリカ連邦二国のみが数えられるが、それとても、前者は第一次資源である水や米、魚、牛乳等々の第一次資源に比較的恵まれているからに過ぎず、第二次の鉄、石油、石炭、非鉄等を中心とする天然資源は、全く涸渇の状態にある。

とにかく、先進各国ともそれへの完全な条件を整備しているとは言えないのであり、更に後者のアメリカに至っては、ゆきつくところ必然的にイギリス、フランスを中心とした既得の権益の軍事的保護役に廻っており、世界規模での経済展開を余儀なくされ、産軍協同体制をとらざるを得ず、表向き一応戦争を完全に否定する平和と安全の持続を唱えざるを得ないとしても、要するところ、その実は、イギリスとフランスの二国現状体制の維持とアメリカの平和と安全という立場に立ち、その体制を崩すもの一切を侵略ときめつけるコロラリーを採り、その展開としては、必然的にある種の武力戦争によって、そのヒズミを正してゆかなければ到底成立し得ないという二律背反的要素を背負いこんでゆくことになる。

ひるがえって日本をみる時、イギリス、フランスの二国体制の利益の維持とアメリカの平和と安全コロラリー圏に属し、安保条約を持続し、いわゆる集団安保の立場をとるとしても、その基幹となつてゐる日米安保条約に果たしてこれが、日本の集団安保のタタキ台たり得ているかという点については、大いに疑問の存するところとなつて来ている。勿論日米安保条約は、これを国内法として、更に、その上位法、極限法としての憲法から捉えた場合、トランスフォーメーションの法理等のたすけも加わり、ある程度の合法性はもっているものとみてよいかも知れない。またいくら裁判所での判決を迫ってみても、所詮国内法上の事件のみを裁くことを本旨とする国内法廷でこれを非合法なものとの決定を下すわけには

ゆかないであろう。

然も、ともかく日米安保条約とは、一応国際条約であり、何がしの国家間の合意である筈である。その故にこの安保条約をいくら国内法の上位法であるべき憲法で、然も *Lex Terri* の原則に随い国内事件のみを裁く国内裁判所で相当度その違憲性を争ってみても、所詮実のある結論の出るシロモノでもない。

その合法性、違法性はこれを国際法上から争わねばならぬし、一国の憲法の立場からではなく、比較憲法学上から、いわゆる国際法上外ムキの国家の基本権⁽³⁰⁾を以って判断さるべき性質のものである。

憲法とはつまるところ、マグナカルタ以来国家に対する個人の基本的人権の保証のみを取扱って来ており、その原則は現代に至るまで、聊も転移しておらず、これによる現代の国家の基本権の制肘項目は、国内憲法そのものの取り扱い範囲を完全にハミだしており、国際法上、これを一種の宣言的価値しか持っていないものとする点については、あまねく学者の見解の一致するところである。

そういう風に思惟して来ると、首相官邸や国会に鉄砲玉の届くところ、例えば、横須賀や横田、更には中国との敵対関係の消滅した現在沖縄に二十万近い軍隊を強制常駐させ、これを以って日本の平和と安全、更には世界のそれへ寄与しているといくら強弁してみても、またこれをして国内裁判所で、憲法上からする合法性をいくら割り出そうとしてみても、所詮何の法的意味合いをもつものではなく、明らかに国家の基本権を侵害した国際法上の違反条約というレッテルを外すわけにはゆかなくなる。一方的破棄条項が含まれているではないかというのは一種の脆弁に過ぎない。

そもそも集団安全保障とは、前述したように比較衡量上それ程までに国際法上の国家の基本権をまで、侵害して特定一國に集団安保の重荷をカブさせてはいけない性質のものなのである。

アメリカとより、一層仲よくすることは、よいことである。然しそれは国家間の関係であるから国際法の許す範囲にたつ

たものでなければならぬ。

然も、もっとも仲よくさせてゆくためには、是非とも国際法上の侵害要件を消してゆくことが必須要件となる。日本から一兵も残さず、外国軍隊を撤退させ、その上での集団安保体制を施くとするのが、国際法上のスジということになる。

勿論集団安保の為に、ある程度の犠牲は覚悟すべきであるとしても、それは占領軍の半永久的継続駐留を許すこととは別問題である。

占領軍が一兵もなく引き上げれば、そこに空間が出来、あぶないのでとする理論をたてること自体、国際法上の主権の侵害である。その防衛をどうするかは、日本国民の決めることであって、断じて他国のそれであってはならない。

日本が何か国際法上防衛問題でタダ乗りをしているのではないかとの理論もある。然し実態は何十万の占領軍が、平和条約締結後何十年も経ているというのに、他国に何の侵略もされそうもない首都の近辺をのみねらい、進駐しているからこそ、そういう状態下での軍備の増強が国際法上何の国家の基本権の充足にもあたらないとして、その整備ができないとする本質の問題と、その答えがスリ替えられている嫌いがあるとされるのである。

その意味で、自衛隊を増強するということは、安保条約に基づく駐留軍をより早く撤退させ、まずそれにとって代るという意味での増強の意味しか持つてこなくなると言えようかと思う。その後をどうするかと言うことは、国際法に則り、その範囲内で集団安保の概念も含め日本国が決めてゆくことになる。

その枠組みは、国際法の示す範囲内にとどめるべきである。平和条約の国際法からする研究は別論文に譲るとして、すべてのテキストライターがそのいくつかの法的性格の筆頭に(一)全占領軍の撤退を掲げておることを忘れてはならない。今日本は、諸悪の根源である安保条約を破棄して、いわゆる鎖国、攘夷論の流れでゆくか、島原の乱一族論、開国論、

集団安保論の流れでゆくかの二者択一を迫られている。いよいよ紙数が尽きて来た。

然しその答えはハッキリしている。国際法に則り、少なくとも国際司裁規程三八条D項で規定した、テキストライター達の示す土台で、且それを唯一の鏡として映し出し、その範囲内での出所進退を決めてゆくことではなければならないであらう。もともと左とか右かという問題ではないということになる。

大変なまぐさい問題になったが、その方向づけの国際法よりする、より詳細な分析については、徳川末期の局外永世中立論も含め、次号に掲載する。

注

(29) 大西公照 中立の論理(サンケイ大手町ブックス)第八部参照

(30) 大西公照 ケース スタディよりみたる国家の基本権の成立と国際法上の位置づけ(一) 帝京法学十三巻一号

国際法と自然地理学、筑波大学第一学群、学際誌、史境四号 P. 22-32. 同論文 P. 2.